

公共事業立退者特定入居実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例(平成8年西宮市条例第44号。以下、「条例」という。)第5条(公募の例外。以下、「特定入居」という。)に基づき、本市の施行する公共事業の促進を図り、もって公共の福祉向上に寄与するため、公共事業の執行に伴う立退者(以下、「立退者」という。)に対する市営住宅の特定入居の実施に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この要綱を適用する公共事業は、市長が特に公益上必要があると認める公共事業に限るものとする。

(特定入居者の資格)

第3条 この要綱により市営住宅等への特定入居することが出来る者(以下、「特定入居者」という。)は、つぎの各号に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 前条に規定する公共事業の執行に伴い、現に居住している住宅を失う者で、他に移転先がないことにつき真にやむを得ない事由があると認められるもの。
- (2) 条例第7条、第11条又は第11条の2第1項に規定する普通市営住宅、特別賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者資格を有する者であること。
- (3) 団地内で円満な共同生活を行える者

(資格の認定)

第4条 公共事業執行所管課より依頼を受けた立退者について、前条の規定する資格を備えているか確認しなければならない。

(住宅のあっせん)

第5条 住宅のあっせんは、公募事務等に支障のない範囲で行うものとする。

第6条 住宅のあっせんは、原則として対象者1世帯につき1戸とし、公共事業執行所管課において行うものとする。

(入居の決定及び手続)

第7条 前条の規定により住宅のあっせんを決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下、「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

- 2 あっせんを決定した住宅が、借りに係る市営住宅であるときは、条例第13条第3項に規定する通知をするものとする。
- 3 入居の手続きは、条例第17条による。

(入居承認の取消)

第 8 条 前条の入居の決定後、入居決定者が次の各号に掲げる事由に該当すると認められるときは、入居の決定を取り消しするものとする。

- (1) 第3条に規定する特定入居者の要件を欠いていたと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく前条例に規定する手続きを行わないとき。
- (3) その他条例及び西宮市営住宅条例施行規則(平成9年西宮市規則第1号)の規定に違反する行為があったときまたは同規定に基づく市の指示に従わないとき。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、都市局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 7月 1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年 4月 1日より施行する。